

淡島ホテルグループの責任を追及する会全体会

第1 6月18日債権者集会の報告と評価

(3p～4p「決議」参照)

淡島ホテルの建物の借地権の解約。

借地契約の解約及び地権者とのマリパークとの再契約は、平成31年1月1日付ですが、管財人の調査によると、実際に契約がなされたのは、債権者破産申立て(令和1年7月)後の令和1年9月14日だということが判明した。

上記の行為は、破産会社の財産を隠匿する行為であり、破産法265条の詐欺破産罪に当たる犯罪行為であり、淡島ホテル・淡島マリパークの代表者、事業譲渡を受けた株式会社オーロラグループ関係者の刑事責任が問われる問題。

今後の会の運動としては、詐欺破産罪での告訴・告発を行い、民事刑事の責任追及を行って行く。

第2 長田事業、長泉ガーデンの債権者破産申立

7月5日には、長田事業・長泉ガーデンの破産申立てに関する電話による三者協議(裁判所及び管財人候補者・申立債権者代理人・債務者代理人)

⇒遅くない時期に破産手続開始決定

第3 崩壊が始まったオーロラグループ

1 淡島ホテルグループの各社役員の個人責任を断罪する判決(数千万円の賠償命令)

R3. 5. 27 横浜地裁判決

2 淡島マリパークの社債償還について、裁判所が償還命令

R3. 6. 24 静岡地裁沼津支部判決

社債の発行は認めないが、不当利得返還請求を認める

3 日光宮殿のグッドリゾート会員権販売について係争中

4 長田事業が保有する淡島マリパーク株式会社について処分禁止命令発令

⇒破産開始決定が出れば破産管財人が「株主」に

5 東京アソシエイツが保有する淡島マリパーク株式会社について債権差押命令

⇒淡島マリパークは「株式は存在しない」と回答

今後長田事業の破産手続の中で解明を

第4 会費や募金について

第5 その他

(詐欺破産罪)

第二百六十五条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者（相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産。次項において同じ。）について破産手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一 債務者の財産（相続財産の破産にあつては相続財産に属する財産、信託財産の破産にあつては信託財産に属する財産。以下この条において同じ。）を隠匿し、又は損壊する行為

二 債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三 債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四 債務者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を債務者が負担する行為

2 前項に規定するもののほか、債務者について破産手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、破産管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

淡島ホテル関係者に対する刑事告訴・告発手続を求める決議

1 令和3年6月18日、破産手続中である旧株式会社淡島ホテル（破産者株式会社AWH）の第2回債権者集会在、静岡地方裁判所沼津支部で開催されました。

2 破産管財人からの報告で、「淡島ホテル」の敷地利用権に関し、淡島ホテルが破産手続申立開始決定の申立後に、その土地賃借権を解約し、同日株式会社マリパークが土地賃貸借契約を締結していたことが報告されました。

破産管財人の業務要点報告書（第2回・要約版）には以下のような記載があります。

破産会社代表者の説明では、破産会社は、「淡島ホテル」の敷地利用権に関し、破産会社と地主（2つの地権者組合）との間で締結していた平成25年12月27日付期間30年の土地賃貸借契約を平成31年1月1日付で合意解除し、新たに株式会社淡島マリパークと地主が土地賃貸借契約を締結したので、現在「淡島ホテル」の敷地は株式会社淡島マリパークから転借を受けている状態であるとのことであった。また、それを裏付ける書面として、i) 破産会社と地主との間で合意解除を確認する平成31年1月1日付確認書、ii) 株式会社淡島マリパークと地主との間の平成31年1月1日付及び令和2年1月1日付各土地賃貸借契約書が、破産会社代表者らから提出があった。

しかし、破産管財人が調査したところ、これらの書面は、平成31年1月1日に作成されたものではなく、実際は、裁判所からの債務者審尋期日呼出状等の送達によって破産手続開始決定の申立があった事実を知った破産会社の関係者ら（破産会社代表者、株式会社淡島マリパーク代表者を含む）が、急遽、令和元年9月14日に地主の関係者らに要請し、その後、日付を遡らせた書面を作成して、破産申立前に合意解除等をしていたように装っていたという事実が判明した。

破産管財人は、上記の行為について、実質的には、破産会社による借地権の無償譲渡であるとして、破産法160条3項に該当し、否認請求の申立を行い（静岡地方裁判所沼津支部令和3年〔モ〕第60号）、令和3年3月30日付で認容決定を受けているが、相手方らはこれに対し異議の訴えを起している（静岡地方裁判所沼津支部令和3年〔ワ〕第155号）。

3 株式会社オーロラ（代表者 竹原虎太郎）が、旧株式会社淡島ホテルの全株式を取得し経営権を掌握したのは、平成30年4月16日、株式会社淡島マリパークの全株式を取得し経営権を掌握したのは、平成31年2月1日であり、偽装された契約日である平成31年1月1日は、株式会社オーロラ

が、株式会社淡島マリパークの経営権を掌握する以前の日付です。これは、上記仮装が否認権行使を回避することと同時に、上記契約への株式会社オーロラの関与を隠匿することを目的としたものと推測されるものです。

株式会社淡島ホテルが土地賃借権を解除すると、ホテル建物の利用権がなくなりあるいは転借権という不安定な権利となり、建物の価値は著しく減少することになります。これは破産手続への意図的な妨害行為に他なりません。

- 4 破産法は、破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、①債務者の財産の隠匿又は損壊（第265条第1項1号）、②債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為（同2号）、③債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為（同3号）、④債務者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利な債務を債務者が負担する行為（同4号）、について、詐欺破産罪として、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する、としており、法人も個人も処罰の対象とされています。

上記の仮装行為は、④債務者の財産を債権者の不利益に処分する行為に該当する犯罪行為です（同4号）。

株式会社淡島ホテル代表者である古矢誠一郎、株式会社淡島マリパーク代表者である伊藤裕、は当然のこと、株式会社オーロラはじめそのグループの関係者も、共謀して仮装行為に加担した疑いがあります。

- 5 オーロラグループは、淡島ホテルの事業譲渡その他の法律行為について否認権行使を受け裁判所が認容決定を行っているにもかかわらず異議の訴えを提起し、徹底的に争っています。オーロラグループは、何の権限もなく淡島ホテルを占拠し、現在もなお営業活動を継続しており、私たち債権者の利益を侵害し続けています。

今般、淡島ホテルの関係者が、破産手続の中で、犯罪的行為を犯してまで利益を追求しようとする集団であることが判明しました。このような集団に、私たち債権者共通の財産をこれ以上利用させることは許せません。

- 6 淡島グループの責任を追及する債権者の会は、会の総意として、関係者らを詐欺破産罪で捜査機関に告訴・告発し、厳正な処分を要求することを強く要請し、ここに決議します。

2021年7月3日

淡島ホテルグループの責任を追及する債権者の会
代表 加納晴彦

令和3年6月18日
淡島ホテルグループの責任を追及する債権者の会

報告書

<p>[裁判所] 静岡地方裁判所沼津支部 [件名] 令和元年(フ)第276号 [当事者] 破産者 株式会社AWH(旧商号:株式会社淡島ホテル)</p>

上記件について、下記のとおりご報告致します。

記

1 第2回債権者集会

- 【日時】 令和3年6月18日(金)午後2時00分～
- 【場所】 沼津市民文化センター 小ホール
- 【出頭】 担当裁判官:裁判官齋藤巖
破産管財人:弁護士近藤浩志 他3名(破産管財代理)
- 【要旨】 (掲載略)

2 次回期日(第3回債権者集会)

- (1) 日時 令和4年1月28日(金)午後2時00分～
- (2) 場所 文化センター 小ホール

以上